

子どもの安全対策について

令和4年度に実施する主な事業(概要)

(1) 危機情報等のメール配信 (庶務課)

【目的】 子どもの安全にかかる不審者情報や事件及び事故の発生情報など、幼稚園及び学校から緊急に保護者に連絡を行う必要がある場合に、保護者の携帯電話やパソコンに一斉にメールを発信し、保護者に必要な情報を迅速かつ正確に伝達する。令和4年4月から新たな連絡システムを導入し、添付ファイルなど送信可能な情報の拡充と、外国語対応やパソコンやスマートフォンがなくても受信できる音声読み上げ機能など、情報弱者にもより配慮した配信が可能になった。(継続)

【運用開始時期】 平成18年8月から開始 令和4年4月新システムに更新

【発信する情報】 ・不審者情報・犯罪発生情報など子どもの安全にかかる情報
・幼稚園及び学校ごとの個別対応(集団下校や引取りなど)
・学校行事情報(学校行事の変更や中止、自然災害による休校など)

(2) 防犯カメラ・モニターの設置・電子錠の設置 (庶務課)

【目的】 園内及び校内に接近あるいは侵入しようとする不審者から子どもたちを守るため、全区立幼稚園・小学校・中学校に監視用のカメラとモニターを設置済み。また、より一層子どもたちの安全を確保し良好な教育環境を保持するために校門等に電子錠を設置済み。(継続)

(3) スタントマンによる自転車交通安全教室の実施(スクアード・ストレイト) (庶務課)

【目的】 プロのスタントマンが交通事故を再現し、事故の臨場感を感じさせることによって、交通事故防止や交通ルール遵守意識の向上を図る。(継続)

scared straight(スクアード・ストレイト)とは、「恐怖の直視」という意味で、恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法である。

【対象】 中学生(毎年中学校1校で実施)

【実績】 平成30年度 本所中、令和元年度 寺島中、令和2年度 両国中、
令和3年度 文花中、令和4年度 豎川中

(4) 小学校通学路防犯カメラの運用及び維持管理 (庶務課) 東京都補助あり

【目的】 通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域等が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保する。(継続)

【設置方針】 小学校通学路を対象に、1校あたり5台程度を設置

【設置実績】 区内全小学校の通学路に防犯カメラ計124台を設置済み。

(5) 地域安全マップづくり (指導室)

【目的】 子供自身に危険予測・回避の実践的な資質・能力を身に付けさせ、「自分の身は自分で守る」ことができるよう「地域安全マップ」づくりを教育課程の中に位置付け、全区立小学校で取り組んでいる。(継続)

【対象】 3・4・5年生

(6) 防犯ブザーの配布(学務課)

平成16年度に全区立小学校の全児童に防犯ブザーを配付

平成17年度から新1年生に貸与を開始する。

平成30年度から貸与方式から、配布方式に変更(継続)

(7) 子ども学校安全ボランティア (庶務課)

【目的】 子どもたちの防犯に対する地域の関心や意識の向上を図り、かつ、地域の人的資源を取り入れることにより、小学校の防犯活動を促進させるために子ども学校安全ボランティアを実施する。(継続)

【ボランティア対象者】 小学校の児童の安全対策に関心のある地域の方で、ボランティア活動を希望する方。

【従事内容】 ・下校時の通学路のパトロール
・挨拶運動

・見守り活動 など、学校が必要とする防犯業務

【募集方法】 学校から保護者にチラシの配布やホームページで周知
申込は各学校

【その他】 東京都と連携して行う事業であり、必要備品として腕章を配布